

日韓請求権協定 2 条 2 号(a)、
強制動員犠牲者支援法在日除外条項違憲訴願決定

(憲法裁判所 2 0 1 5 年 1 2 月 2 3 日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

憲法裁判所

決定

事件 2011헌마55 大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定第2条第2項(a)号等違憲訴願

請求人 チョン○ジン

代理人 法務法人 三一

担当弁護士 崔鳳泰

当該事件 ソウル行政法院 2010구합40403 慰労金等支払棄却決定処分取消

宣告日 2015年12月23日

主文

- 1 「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(1965年12月18日条約第172号)第2条第2項(a)号に対する審判請求を却下する。
- 2 「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」(2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの)第7条第3号中「第4条第2号によって、遺族が支給される慰労金」の部分は、憲法に違反しない。

理由

1 事件概要

ア 請求人の父親である亡鄭○根は1942年8月27日日本によって南洋群島ウォッチェ島地域に軍属として強制動員されて腕と鼓膜に負傷した後に国内に帰還せず、日本で生活して1996年2月29日日本の大阪で死亡した。

イ 請求人は「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第4条第2号等による慰労金の支給を申請したが、「対日抗争期強制動員被害真相究明委員会」は2010年7月23日亡人が1942年8月27日日帝によって国外に強制動員されて負傷により障害を負った事実は認められるが、その後に国内に帰還せず日本に居住し、上記特別法第7条第3号に規定する「1947年8月15日から1965年6月22日まで継続して日本に居住した人」に該当するという理由によりこの申請を棄却した。

ウ これに対し請求人は2010年10月22日の上記却下処分 of 取消を求める訴訟を提起し（ソウル行政法院2010구합40403号）、その訴訟係属中に「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」第2条第2項（a）号及び「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第7条第3号に対して違憲法律審判提請申請をしたが、却下されると、2011年3月17日に本件憲法訴願審判を請求した。

2 審判対象

請求人は「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第7条第3号すべてに対して審判請求しているが、当該事件に適用されるのは「慰労金」に関する部分のため、審判対象をこの部分に限定するのが相当である。そうであれば、本件審判対象は「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（1965年12月18日条約第172号、以下「韓日請求権協定」という。）第2条第2項（a）号（以下「本件協定条項」という）及び「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの、以下「国外強制動員者支援法」という）第7条第3号中「第4条第2号によって、遺族が支給される慰労金」部分（以下「本件法律条項」という）が憲法に違反するか否かである。審判対象条項および関連規定の内容は次のとおりである。

[審判対象条項]

「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」
（1965年12月18日条約第172号）

第2条

2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。）に影響を及ぼすものではない。

（a）一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの）

第7条（慰労金等支給の除外）

次の各号の一に該当する場合には第4条による慰労金、第5条による未収金及び第6条による医療支援金（以下「慰労金等」という）を支給しないものとする。

3 1947年8月15日から1965年6月22日まで継続して日本に居住した者

[関連条項]

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの）

第4条（慰労金）

国家は国外強制動員犠牲者又はその遺族に次の各号の区分に従い慰労金を支給する。

2 国外に強制動員され負傷により障害を負った場合には国外強制動員犠牲者一人当たり2千万ウォン以下の範囲で障害の程度を考慮して大統領令で定める金額

その他の関連条項は〔別紙〕のとおりである。

3 請求人の主張

本件法律条項は、強制動員被害者が国内に帰還せず日本で引き続き居住したという理由で慰労金の支給対象から除外している。このような不合理な差別が発生するようになった理由は本件協定の条項が韓日請求権協定の対象から在外同胞を排除したためである。したがって本件審判対象条項は人間の尊厳と価値、幸福追求権、国の基本的人権保障の義務を規定した憲法第10条、社会的身分による差別を禁止している憲法第11条及び財産権を保障した憲法第23条に反する。

4 適法要件に対する判断

憲法裁判所法第68条第2項による憲法訴願においては裁判所に係属中の具体的事件に適用する法律が憲法に違反するか否かが当該事件において裁判の前提にならなければならない。この場合、裁判の前提となるというためには、その法律が当該事件に適用されるものでなければならず、その違憲か否かによって当該事件の裁判の主文を異にしたり、裁判の内容と効力に関する法的意味を異にする場合でなければならない（憲法裁判所2003年5月15日2001헌바90等）。

当該事件は国外強制動員者支援法上の慰労金支給申請に対する棄却処分を求め

るものであるが、本件協定の条項は上記処分の根拠条項ではないため、当該事件に適用される法律条項とは見難く、その違憲か否かによって当該事件の裁判の主文や理由を異にする場合とは言えない。このため、本件協定の条項は裁判の前提性が認められないから、この条項に対する審判請求は不適法である。

5 本案に対する判断

ア 本件慰労金の法的性格

憲法裁判所は「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規定された慰労金等の各種の支援が太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員犠牲者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であると判断したことがある（憲法裁判所2011年2月24日2009헌마94；憲法裁判所2011年12月29日2009헌마182等；憲法裁判所2012年7月26日2011헌마352参照）。

国外強制動員者支援法は、旧「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規定された慰労金等と実質的に同一内容の支援について規定しており、強制動員犠牲者とその遺族らに人道的次元から慰労金等を支援することにより、これらの苦痛を治癒して国民和合に寄与することを目的とすると明示的に明らかにしており（法第1条）、本件慰労金を受け取ることになる「遺族」を民法上の財産の相続人とせず徴用による苦痛と悲しみを共にした「親族」に限定している（法第3条）。先例と上記法律の規定の趣旨に照らしてみると、本件慰労金は被害者や遺族らが受けた損害を補償ないし賠償するというより、日帝の強制動員被害者に対する人道的次元の恩恵的な金員給付に該当する。

イ 平等原則違反の有無

憲法裁判所が平等違反か否かを審査するにあたって厳格な審査基準によるか、緩和された審査基準によるかは立法者に認められる立法形成権の程度によって異なる。具体的に、憲法において特別に平等を要求している場合及び差別的取扱によって関連基本権に対する重大な制限を招来する場合には厳格な審査基準（比例性原則）を適用すべきであり、そうでない場合には緩和された審査基準（恣意禁止原則）を適用すべきである（憲法裁判所2011年2月24日2009헌마94参照）。

国外強制動員者に対する支援問題は我が民族の現代史において非常に重要な意味を持つ事案であることが明らかであるが、憲法で特別に平等を要求する場合とは言い難

く、本件法律条項による一部強制動員者についての不利益が人間の生存や核心的な自由行使の基本的条件を制約し、関連基本権に対する重大な制限を招来するとも言い難い。また、既に検討した通り、本件慰労金は太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員によって被害を受けた者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であるところ、このような性格の支援の範囲と内容そして方法等を定めるにあたっては、立法者に立法の目的、対象者の現況、国家予算ないし財政能力等諸般の状況を考慮して具体的内容を形成できる裁量が認められる。したがって本件は恣意禁止原則に立脚して平等原則違反の有無を判断すべきである（憲法裁判所 2011年2月24日 2009헌마94 参照）。

国外強制動員者支援法が日本居住の被徴用負傷者をその支援対象から除外した理由は、日本居住者の対日請求権が1965年の韓日請求権協定の一括妥結の対象から排除されたので、彼らの対日請求権は上記韓日請求権協定の影響を全く受けず、彼らに対する補償ないし支援は一次的に日本政府が責任を負うべき状況だからである。したがって、同一の被徴用負傷者であっても、1965年の韓日請求権協定の一括妥結の対象から排除された日本居住者を国内居住者とは別に規律することは合理的な理由がある。

韓日請求権協定の解釈について韓日両国の見解差があり、それにより日本居住者が日本政府からまともな補償や支援を受けられなかった点は認められるが、彼らは2000年に制定された日本国の「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」によって慰労金や弔慰金の支給を受けることができた点、国外強制動員者支援法が日本居住者のみでなく、日帝強占下で受けた被害について既に他の法律で一定の支援を受けたり、現在受けている者やその遺族および大韓民国国籍を保有しない者も本件慰労金の支援対象から排除している点等を総合してみると、国外強制動員者支援法が被徴用負傷者のうち日本居住者を排除したことを恣意的なものとは結論づけることは難しい。

以上の事情を総合すると、本件法律条項が立法者に許容される裁量の範囲を超え、著しく不合理、不公正な立法として平等原則に反するとは言えない。

ウ その他

請求人は本件法律条項が在日被徴用負傷者を含めないことにより憲法第10条と憲法第23条にも違反すると主張しているが、本件慰労金は国が人道的見地で支給する恩恵的なものであるため、これを受給できなくなったとしても人間としての尊厳と価

値や幸福追求権、財産権が制限されたと言うことはできず、以上のように本件法律条項が平等原則に違反せず個別の基本権も侵害しないと解する以上、基本的人権を確認して保障する国家の義務の違反可否については更に検討するまでもない。

6 結論

そうであれば本件協定の条項に対する審判請求は不適法なので却下し、本件法律条項は憲法に違反しないので関与裁判官全員の一致した意見により主文のとおり決定する。

裁判長裁判官 パク・ハン Chol

裁判官 イ・ジョンミ

裁判官 キム・イス

裁判官 イ・ジンソン

裁判官 キム・チャンジョン

裁判官 アン・チャンホ

裁判官 カン・イルウォン

裁判官 ソ・ギソク

裁判官 チョ・ヨンホ

[別紙]

関連条項

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」(2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの)

第2条(定義) この法に使用する用語の意義は次の通りである。

- 1 「対日抗争期強制動員被害」とは満州事変以後太平洋戦争に及ぶ時期に日帝により強制動員され、軍人、軍務員、労務者又は慰安婦等の生活を強要された者が被った生命、身体及び財産等の被害をいう。
- 2 「被害者」とは第1号の対日抗争期強制動員被害を被った者であって、第8条第3項により被害者として認定された者をいう。
- 3 「国外強制動員犠牲者」とは次の各目の一に該当する者をいう。

ア 1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人、軍務員又

は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡若しくは行方不明になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者であって第8条6項により国外強制動員被害者として認定を受けた者

イ 「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」（本法により廃止される法律をいう。以下同じ）第3条第2項第4号又は本法第8条第3号により被害者として認定を受けた者であって、1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡又は行方不明となった者

ウ サハリン地域強制動員被害者の場合は1938年4月から1990年9月30日までの期間中又は国内に帰還する過程で死亡又は行方不明になった者

第7条（慰労金等支給の除外）

次の各号の一に該当する場合には第4条による慰労金、第5条による未収金及び第6条による医療支援金（以下「慰労金等」という）を支給しないものとする。

- 1 国外強制動員犠牲者、国外強制動員生還者又は未収金被害者が「日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法」第2条に定める親日反民族行為をした場合
- 2 「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」等別途の法律により強制動員期間に被った被害に対しすでに一定の支援を受け若しくは現在受けている者又はその遺族
- 3 1947年8月15日から1965年6月22日まで継続して日本に居住した者
- 4 大韓民国の国籍を保有しない者